

## ◎独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

(平成一八年十一月一五日法律第一〇〇号)

### 一、提案理由 (平成一八年一〇月二五日・衆議院外務委員会)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案について御説明をさせていただきます。

昨年来実施されてまいりましたODA改革につきましては、官邸に海外経済協力会議が、外務省に国際協力企画立案本部及び国際協力局が設置される等、ODAの企画立案部門におきましては改革が既に進められておるところです。

この法律案は、実施部門においてもODA改革を実現し、戦略的かつ効率的なODAを早期に実現するものであります。この観点から、独立行政法人国際協力機構（JICA）を、ODAの三つの手法、すなわち技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の一元的な実施機関とするため、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正するものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明をさせていただきます。

改正の第一は、JICAが、これまで国際協力銀行（JBIC）が行ってきた有償資金協力業務を承継することであります。

改正の第二は、JICAが、これまで外務省が所掌してきた無償資金協力の実施業務の一部を承継することであります。

改正の第三は、有償資金協力業務と他の業務の勘定を区分するとともに、有償資金協力勘定の財務及び会計については、現行JBICと同様の制度を維持することであります。

改正の第四は、以上の改正に伴い、JICAの役員、主務大臣等について、所要の変更を加えることであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

### 二、衆議院外務委員長報告 (平成一八年一〇月三一日)

○山口泰明君 ただいま議題となりました独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際協力機構が、国際協力銀行より海外経済協力業務を承継すること等のため、所要の改正を行うものであります。

その主な内容は、

第一に、国際協力機構の業務に、有償資金協力の実施に必要な業務を追加すること、

第二に、国際協力機構の業務に、無償資金協力の実施に必要な業務を追加すること、

第三に、有償資金協力業務に係る予算について国会の議決を経るものとする事、

第四に、国際協力機構全体の主務大臣は外務大臣とし、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項は、外務大臣及び財務大臣の共管とすること

等であります。

本案は、去る十月十八日外務委員会に付託され、二十五日麻生外務大臣から提案理由の説明を聴取し、引き続き質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。次いで、二十七日採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一八年一〇月二七日）

我が国は、米国に次いで世界第二位の援助大国であり、我が国の政府開発援助については、アジアを中心とした途上国の発展に、日本らしい手法で貢献してきたという特質を持っているが、他方で、入札・契約等の手続きにおける不正事件など、問題も指摘されている。今後、国際協力機構が有償資金協力、無償資金協力、技術協力を一元的に担うにあたっては、その特質を一層伸ばし、問題点を改善するため、効果的かつ公正な政府開発援助の実施体制を構築していくことが必要である。

これを踏まえ、政府は本法の施行にあたり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 有償資金協力と無償資金協力及び技術協力の各協力間における連携を強化していくこと。
- 一 政府開発援助を戦略的に活用するため、国別、地域別に、各機能の一体的かつ効果的な運用を図ること。
- 一 国際協力機構の組織改編を円滑に進めるとともに、同機構における適正な人材配置、人材育成等に努めること。
- 一 独立行政法人と国の機関との人事交流については、独立行政法人が公正かつ自立的、効率的に運営されるよう配慮するとともに、政策と実施の効果的な連携がなされるよう、必要な措置を講ずること。
- 一 独立行政法人の業務に対する独立行政法人評価委員会等による評価が、客観的かつ中立公正に行われるよう一層配慮するとともに、独立行政法人の調達手続きについて、透明化を図り、競争性を高めること。
- 一 国際協力機構及び国際協力銀行の在外事務所を統合・再編成するにあたって、政府開発援助の実施に係る業務の継続性を損なわないよう、かつ、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるよう、適切な配慮を行うこと。
- 一 有償資金協力と、新たな政策金融機関が担うことになる国際金融等業務との間における有機的な連携・協力態勢を確保すること。
- 一 今回の法改正による有償資金協力等の実施機関の変更について、途上国に十分な広報を行うこと。

右決議する。

### 三、参議院外交防衛委員長報告（平成一八年一月八日）

○柏村武昭君 ただいま議題となりました二法律案のうち、まず、独立行政法人国際協力機構法改正案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政府開発援助をより効果的かつ効率的に実施するため、独立行政法人国際協力機構について、これまで国際協力銀行が行ってきた円借款業務を承継するとともに、無償資金協力の実施業務の一部を新たに追加する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、本改正後の新たな援助実施機関、いわゆる新JICA創設の意義と援助業務の一元的運用、新JICAの組織、人事制度の見通し、国家戦略を踏まえた援助の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。